

2024年度 介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定 4月1日～

	サービス名称	区分	単位 (新設・変更)	
訪問型サービス	訪問型サービス費 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1月につき)	(1)	1,176 単位	
		(2)	2,349 単位	
		(3)	3,727 単位	
	ハ	初回加算 (1月につき)		200 単位
	ニ	生活機能向上連携加算 (1月につき)	(I)	100 単位
			(II)	200 単位
	ホ	口腔連携強化加算 (新設) (1回につき)		50 単位
	ヘ	介護職員処遇改善加算 (1月につき)	(I)	+ 所定単位 × 137/1000
			(II)	+ 所定単位 × 100/1000
			(III)	+ 所定単位 × 55/1000
	ト	介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき)	(I)	+ 所定単位 × 63/1000
			(II)	+ 所定単位 × 42/1000
	チ	介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき)		+ 所定単位 × 24/1000
	高齢者虐待防止措置未実施減算 (新設)		所定単位 - 1/100	
	業務継続計画未策定減算 (新設)		所定単位 - 1/100	

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

2024年度 介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定 4月1日～

	サービス名称	区分	単位（新設・変更）
通所型サービス	通所型サービス費	(1)	1,798 単位
	1 週当たりの標準的な回数を定める場合 (1月につき)	(2)	3,621 単位
	生活機能向上グループ加算 (1月につき)		100 単位
	若年性認知症利用者受入加算 (1月につき)		240 単位
	栄養アセスメント加算 (1月につき)		50 単位
	栄養改善加算 (1月につき)		200 単位
	口腔機能向上加算 (1月につき)	(I)	150 単位
		(II)	160 単位
	一体的サービス提供加算 (新設) (1月につき)		480 単位
	サービス提供体制強化加算 (1月につき)	(I)	(-) 88 単位 (-) 176 単位
		(II)	(-) 72 単位 (-) 144 単位
		(III)	(-) 24 単位 (-) 48 単位
	生活機能向上連携加算 (1月につき)	(I)	100 単位
		(II)	200 単位
	口腔・栄養スクリーニング加算 (1回につき)	(I)	20 単位
		(II)	5 単位
	科学的介護推進体制加算 (1月につき)		40 単位
	介護職員処遇改善加算 (1月につき)	(I)	+ 所定単位 × 59/1000
		(II)	+ 所定単位 × 43/1000
		(III)	+ 所定単位 × 23/1000
介護職員等特定処遇改善加算 (1月につき)	(I)	+ 所定単位 × 12/1000	
	(II)	+ 所定単位 × 10/1000	
介護職員等ベースアップ等支援加算 (1月につき)		+ 所定単位 × 11/1000	
高齢者虐待防止措置未実施減算 (新設)		所定単位 - 1/100	
業務継続計画未策定減算 (新設)		所定単位 - 1/100	
送迎減算 (片道につき) (新設)		- 47 単位	

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能。

※事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。

2024年度 介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定 4月1日～

		サービス名称	単位 (新設・変更)
介護予防 ケアマネ ジメント	イ	介護予防ケアマネジメント費 A (1月につき)	442 単位
		介護予防ケアマネジメント費 B (1月につき)	413 単位
	ロ	初回加算 (1月につき)	300 単位
	ハ	委託連携加算 (1月につき)	300 単位
		高齢者虐待防止措置未実施減算 (新設)	所定単位 - 1/100
		業務継続計画未策定減算 (新設)	所定単位 - 1/100

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

2024 年度 介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定 6 月 1 日～

		サービス名称	区分	単位 (新設・変更)		
訪問型サービス	イ	訪問型サービス費 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1月につき)	(1)	1,176 単位		
			(2)	2,349 単位		
			(3)	3,727 単位		
	ハ	初回加算 (1月につき)		200 単位		
	ニ	生活機能向上連携加算 (1月につき)	(I)	100 単位		
			(II)	200 単位		
	ホ	口腔連携強化加算 (1回につき)		50 単位		
	ヘ	介護職員等処遇改善加算 (1月につき)	(1)	(I)	+ 所定単位 × 245/1000	
				(II)	+ 所定単位 × 224/1000	
				(III)	+ 所定単位 × 182/1000	
				(IV)	+ 所定単位 × 145/1000	
			(5)	(V)	(一)	+ 所定単位 × 221/1000
					(二)	+ 所定単位 × 208/1000
					(三)	+ 所定単位 × 200/1000
(四)					+ 所定単位 × 187/1000	
(五)					+ 所定単位 × 184/1000	
(六)					+ 所定単位 × 163/1000	
(七)					+ 所定単位 × 163/1000	
(八)					+ 所定単位 × 158/1000	
(九)					+ 所定単位 × 142/1000	
(十)					+ 所定単位 × 139/1000	
(十一)	+ 所定単位 × 121/1000					
(十二)	+ 所定単位 × 118/1000					
(十三)	+ 所定単位 × 100/1000					
(十四)	+ 所定単位 × 76/1000					
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位 - 1/100			
	業務継続計画未策定減算		所定単位 - 1/100			

※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日から適用する。

※介護職員等処遇改善加算 (V) については、令和7年3月31日まで算定可能。

2024年度 介護予防・日常生活支援総合事業の報酬改定 6月1日～

	サービス名称	区分	単位 (新設・変更)	
通所型サービス	イ 通所型サービス費 1週当たりの標準的な回数を定める場合 (1月につき)	(1)	1,798 単位	
		(2)	3,621 単位	
	ハ 生活機能向上グループ加算 (1月につき)		100 単位	
	ニ 若年性認知症利用者受入加算 (1月につき)		240 単位	
	ホ 栄養アセスメント加算 (1月につき)		50 単位	
	ヘ 栄養改善加算 (1月につき)		200 単位	
	ト 口腔機能向上加算 (1月につき)	(I)	150 単位	
		(II)	160 単位	
	チ 一体的サービス提供加算 (1月につき)		480 単位	
	リ サービス提供体制強化加算 (1月につき)	(I)	(-) 88 単位 (-) 176 単位	
		(II)	(-) 72 単位 (-) 144 単位	
		(III)	(-) 24 単位 (-) 48 単位	
	ヌ 生活機能向上連携加算 (1月につき)	(I)	100 単位	
		(II)	200 単位	
	ル 口腔・栄養スクリーニング加算 (1回につき)	(I)	20 単位	
		(II)	5 単位	
	ヲ 科学的介護推進体制加算 (1月につき)		40 単位	
ワ 介護職員等処遇改善加算 (1月につき)	(1)	(I)	+ 所定単位 × 92/1000	
		(II)	+ 所定単位 × 90/1000	
		(III)	+ 所定単位 × 80/1000	
		(IV)	+ 所定単位 × 64/1000	
	(5)	(V)	(一)	+ 所定単位 × 81/1000
			(二)	+ 所定単位 × 76/1000
			(三)	+ 所定単位 × 79/1000
			(四)	+ 所定単位 × 74/1000
			(五)	+ 所定単位 × 65/1000
			(六)	+ 所定単位 × 63/1000
			(七)	+ 所定単位 × 56/1000
			(八)	+ 所定単位 × 69/1000
			(九)	+ 所定単位 × 54/1000
			(十)	+ 所定単位 × 45/1000
(十一)	+ 所定単位 × 53/1000			
(十二)	+ 所定単位 × 43/1000			
(十三)	+ 所定単位 × 44/1000			
(十四)	+ 所定単位 × 33/1000			
	高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位 - 1/100	
	業務継続計画未策定減算		所定単位 - 1/100	
	送迎減算 (片道につき)		- 47 単位	

※業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用しない。

※介護職員等処遇改善加算 (V) については、令和7年3月31日まで算定可能。

※事業所が送迎を行わない場合については、イ(1)を算定している場合は1月につき376単位の範囲内で、イ(2)を算定している場合は1月につき752単位の範囲内で減算する。